



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
718号 2018年7月17日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

自治体職員の非正規化

会計年度任用職員

第2回定例会一般質問 ②-A

杉森議員は6月8日、牛久市議会第2回定例会で、①空家等対策、②会計年度任用職員、について一般質問した。今号では②-Aを掲載する。

新たな非正規の区分

【杉森議員の質問】報道によれば、自治体職員は、1994年の328万人をピークとして、定員「適正化」やアウトソーシングなどにより、23年連続で減り続け、2006年から2016年までに、自治体正規職員は約26万人減少し274万人となり、非正規職員は約21万人増え64万人となったといわれています。牛久市の場合にははるかに非正規職員の割合が高いわけですが、2020年度から自治体の新たな非正規職員の区分となる「会計年度任用職員」制度が始まります。

事務処理マニュアル

会計年度任用職員制度の導入に向け、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改定され、8月には総務省自治行政局公務員部名で、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」が定められました。それによれば、会計年度任用職員は一般職の地方公務員として明確に整理され、「新たに制

働き方改革は学校から

茨城県学校長会・中学校部会より

聞くところによると、タイムカードを設置している学校で、午後8時頃カードを挿入して退勤時刻を記録し、「ここからはプライベートですから。」と言って仕事をしている職員がいるとのこと。悲しさとともに、無力さを感じざるを得ません。

5月下旬に行われた全日本中学校長会理事会のレセプションで同席した理事との情報交換では、横浜市は、夏季休業中に市主催の研修を行わず、また、学校の判断で学校閉庁日（日直を置かない日）を設定できるようにしているとのことでした。本県でも、本年度から部活動の朝練を大会前一月以外に行わない取り決めをしたり、お盆期間を学校閉庁日にしたりする市町村があると聞いています。

県学校長会も、本年度、業務の適正化について県教育委員会等と共同研究を進めてまいります。まずは校長自身が、各学校で、直接子供に関わる以外の仕事（会議等）を思い切って削減、改善するような行動を起こしていかなければ、現状は変えられないのではないかと考えています。

私たちは今、子供たちのため、先生方のために、夢をもって仕事をしているか、と改めて自分自身に問いかけたいと思います。

部会長 伴 敦夫（水戸・第一中）



度化された会計年度任用職員には、一般職に適用される各規定が適用されることから、各地方公共団体においては、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す必要があります」とされています。

法的根拠もバラバラ

これまで、**特別職非常勤職員は地方公務員法3条の3の3、一般職非常勤職員は同17条、臨時職員は同22条**と、任用（すなわち雇用）の法的根拠がバラバラで、しかも、一般職非常勤職員は同17条に明文規定されているわけではなく、解釈で任用できるとしているだけで、あいまいさが以前から指摘されてきました。自治体によっても対応が異なり、**同じ保育士が、ある自治体では特別職、別の自治体では臨時職**ということが珍しくありませんでした。

これら非正規公務員の大部分を「会計年度任用職員」に移し変えるわけですが、まず、現在の任用根拠別職員構成と処遇実態について説明を求めます。構成別の実数と割合、任用期間、労働時間、諸手当、福利厚生はどのような状況でしょうか。

常勤 382 名、非常勤 607 人

【総務部長の答弁】常勤職員の人数は本年4月1日現在、総務省の定員管理調査の355人に、再任用職員17名、特別職や派遣職員10名を加えると382名となっています。

非常勤職員は、審議会の委員等を除いた特別職非常勤職員が188名で31.0%、一般職非常勤職員が413で68.0%、臨時職員が6名で1.0%、合計延607名となっています。

常勤換算でも 46.6 %

常勤換算での常勤職員と非常勤職員の構成割合は、昨年10月1日現在で、常勤職員53.4%**非常勤職員 46.6 %**となっています

審議会の委員等を除いた特別職非常勤職員と一般職非常勤職員の**任用期間は、原則1年**となっています。臨時職員は原則6ヶ月以内で最大1年となっています。**勤務時間は最大で、1週間当たり37時間30分以内**となっており、1日平均すると7時間30分ですが、任用条件により異なります。

諸手当は、**通勤手当**として費用弁償のみ支給となります。

有給休暇は、勤務条件により日数は異なり

ますが6ヶ月以上勤務する非常勤職員に、**特別休暇**は常勤職員の4分の3以上勤務する職員に付与しています。

最長 20 年間勤務も

【杉森議員の質問】現在の非正規の再任用の有無、非正規で最も長く働いている人の状況はどうなっているか、確認の意味でお聞きします。

【総務部長の答弁】非常勤職員の再度の任用については、原則1年以内の任期であることを踏まえ、「同じ職の任期が延長された」また「同一の職に再度任用された」と捉えるのではなく、あくまで「新たな職に改めて任用された」ものと整理し運用しています。

勤務期間が長い方については、非常勤システムで確認できる範囲でお答えしますと、一般職非常勤職員で2004年から、特別職非常勤職員で**1998年から(20年間)勤務されている方**がいます。また、事務職員の最年長者は64歳となっています。

6 種類の任用形態

【杉森議員の質問】これらの非正規職員から会計年度任用職員への移行する人数、割合はどの程度と想定しているのでしょうか。

【総務部長の答弁】現在の非常勤職員からの会計年度任用職員への移行につきましては、現在審議会の委員等も含めた全ての職員の調査を行っているところです。

2020年度からの公務運営は、任用する職の職務内容、勤務形態等に応じ、「**任期の定めのない常勤職員**」、「**再任用職員**」、「**任期付職員**」、「**会計年度任用職員**」、「**特別職非常勤職員**」、「**臨時職員**」のいずれが適当か判断し、任用することとなります。

公務の運営の中心は、「任期の定めのない常勤職員」という原則を維持しつつ、市民サービスや事務事業のなかで、会計年度任用職員が担うべき業務に必要な職員数を任用すべきと考えてはいますが、今回の調査や現在の職務の内容を十分に精査し、2020年度からの会計年度任用職員制度への移行がスムーズに行えるよう準備していきます